

第1章 基本的な考え方

1 基本方針の位置づけ

この「基本方針」は、本市の人権施策の基本的な考え方や方向性を示すものであり、人権尊重の視点に立った施策を推進していく指針となるものです。

そして、すべての市民がこの「基本方針」を踏まえ、人権に関する認識や問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った自主的な取り組みを積極的に展開されることを期待するものです。

また、この「基本方針」は、平成23（2011）年に制定された「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」において、市長が策定する人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針として位置付けられています。

さらには、平成28（2016）年に策定の「第10次鳥取市総合計画」では、基本構想の「互いの人権を尊重する心豊かな社会づくり」に関連する個別計画としても位置付けられています。

2 人権施策とは

「人権施策」とは、人間らしく生きる権利を保障するすべての施策のことを総称しています。

その内容は、基本的人権を市民に保障する施策であり、差別や人権侵害によって損なわれている人権を市民に回復させる施策です。

また、差別や虐待などの人権侵害をなくすために取り組む施策であり、人権意識を育む教育・啓発です。

さらに、差別や人権侵害に対して、被害を受けた人たちの自立に至るまでの総合的な支援を行う人権擁護に資する施策をいいます。

3 人権尊重の基本理念

昭和23（1948）年、第3回国際連合総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。

その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。（抜粋）」と示されています。

この理念は人類普遍の原理であり、日本国憲法においても「法の下での平等」及び「基本的人権の尊重」が定められています。

また、人権教育・啓発の分野では、平成6（1994）年の第49回国際連合総会で「人権教育のための国連10年」の決議が採択され、世界各国で「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。

この決議を受け、平成9（1997）年、日本においても「人権教育のため

の国連10年国内行動計画」が策定されました。

この計画の中で、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV（用語の解説 参照）感染者、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組んでいくことが示されました。

本市においても、こうした理念に基づき、本市に暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、さまざまな施策を展開しているところです。